

一般財団法人 すこやかさ ゆたかさの未来研究所
定 款

定 款

第1章 総 則

第1条（名 称）

当法人は、一般財団法人 すこやかさ ゆたかさの未来研究所 と称する。

第2条（主たる事務所）

1. 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
2. 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置し、又は変更もしくは廃止することができる。

第2章 目的及び事業

第3条（目 的）

当法人は、すこやかで豊かな人生を願うすべての人に寄り添い、様々な分野におけるサポートを継続的に考え、展開していくことを目的とする。

第4条（事 業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 医療関連情報（難病治療、治験、海外文献紹介、専門医など含む）の収集及び提供
2. 翻訳事業
3. 映像制作事業
4. 情報提供、会員相互のコミュニケーションなどを支えるポータルサイトの構築及び運営
5. 医療・介護分野（介護関連機器、アプリケーションなど）の企業・研究所に関する情報の収集及び提供
6. 講演・セミナーその他イベントの開催
7. 介護保険制度等の改善要求活動（署名、ロビーイングなど含む）
8. ボランティア活動及びボランティア活動の企画・運営・管理
9. 物品・サービスの企画及び販売
10. 出版事業、書籍販売

11. 介護器具・アプリケーションの輸入販売
12. 電動車椅子などのレンタル事業
13. 介護施設運営
14. 人材育成事業
15. コンサルティング事業
16. 政策提言
17. PAG（ペーシェント・アドボカシー・グループ）活動組成及び運営
18. プリベンティブケア関連事業（顔面画像、バイタルデータのログ収集・保管・解析などを含む）
19. 前各号に附帯関連する一切の業務

第3章 財産及び会計

第5条（財産の拠出及びその価額）

当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

氏 名：島 中 一 郎
住 所：神奈川県逗子市桜山八丁目8番27号1
拠出財産及びその価額：金 300 万円

第6条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

第7条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第8条（事業報告及び決算）

1. 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号乃至第5号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第9条（剰余金の不分配）

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

第10条（評議員）

当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

第11条（選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）の規定に従い、評議員会の決議によって行う。

第12条（任期）

1. 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第10条に定める定数に満たなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第13条（報酬等）

1. 評議員は、無報酬とする。
2. 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を遂行するために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

第14条（構成）

評議員会は、全ての評議員を以て構成する。

第15条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

第16条（開催）

1. 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。
2. 臨時評議員会は、必要に応じて開催することができる。

第17条（招集）

1. 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事が招集する。
3. 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
4. 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

第18条（招集の通知）

1. 代表理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集を発しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

第 19 条（議 長）

評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

第 20 条（決 議）

1. 評議員会の決議は、議決に参加することができる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。
2. 決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に参加することができない。
3. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

第 21 条（決議の省略）

理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき、当該事項について議決に参加することができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

第 22 条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員及び理事がこれに記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

第 6 章 役員等

第 23 条（役 員）

1. 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3 名以上 5 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
2. 理事のうち 1 名を代表理事とする。

第 24 条（選任等）

1. 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選出し、代表理事を以て理事長とする。

3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第 25 条（理事の職務及び権限）

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。
2. 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

第 26 条（監事の職務及び権限）

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 27 条（役員任期）

1. 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終了の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終了の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
4. 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 23 条第 1 項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 28 条（役員解任）

理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、議決に参加することができる評議員の 3 分の 2 以上に相当する多数を以て行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第 29 条（役員報酬等）

1. 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。
2. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

第30条（取引の制限）

1. 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人が当該理事の債務を保証すること、その他当該理事以外の者との間における当法人と当該理事との取引が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第31条（責任の免除）

当法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

第32条（設置及び構成）

1. 当法人に理事会を設置する。
2. 理事会は、全ての理事を以て構成する。

第33条（権 限）

1. 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職
 - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 31 条の責任の免除

第 34 条（開 催）

1. 通常理事会は、毎年定期に開催する。
2. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面を以て招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

第 35 条（招 集）

1. 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合は、この限りでない。
2. 代表理事は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号の請求があった場合は、その請求のあった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法を以て、開催日の 5 日前までに通知しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第 36 条（議 長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

第 37 条（決 議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に参加することができる

理事の過半数が出席し、その過半数を以て行う。ただし、その決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に参加することができない。

第 38 条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第 39 条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

第 40 条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに記名押印又は電子署名する。ただし、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

第 41 条（理事会規則）

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

第 42 条（定款の変更）

1. この定款は、評議員会において、議決に参加することができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数を以て決議することにより変更することができる。
2. 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても同様とする。

第 43 条（合併等）

当法人は、評議員会において、議決に参加することができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数を以て決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

第44条（解 散）

当法人は、当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

第45条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

第46条（設置等）

1. 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

第47条（公告の方法）

1. 当法人の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 附 則

第48条（設立時の役員等）

1. 当法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者全員の一致によって選任する。
2. 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

第49条（最初の事業計画等）

当法人の設立当初年度事業計画及び収支予算は、第7条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

第50条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から令和5年3月31日までとする。

第51条（設立者の氏名及び住所）

設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県逗子市桜山八丁目8番27号1

設立者氏名 畠中 一郎

第52条（法令の準拠）

この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人すこやかさゆたかさの未来研究所 設立のため、設立者畠中一郎の定款作成代理人である司法書士木藤正義は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年6月8日

設 立 者 神奈川県逗子市桜山八丁目8番27号1
畠 中 一 郎

上記設立者の定款作成代理人

東京都中央区京橋一丁目14番5号
司法書士 木 藤 正 義

